親権者または未成年後見人によるお取引を希望される場合はこちらに記載ください。（その場合「同意書」は不要です。）。

取引を行う親権者の方がご自身の口座を解約をされる場合、解約前に他方の親権者の方への法定代理人変更（または当行承認を得て未成年者本人取引への変更）が必要となりますのでご注意下さい。取引を行う親権者の方がかかる変更をしないで口座解約すると、本件口座の取引が遅延したりまたは取引を謝絶させていただくことがあります。

法定代理人による取引の届出書

株式会社　SBI新生銀行　御中

ご記入日	年　　月　　日

未成年者	お名前（未成年者）	満年齢
	店番号-口座番号　(*1)　□□□－□□□□□□□	歳

(*1) 口座開設の場合、店番号−口座番号は空欄のままで結構です。

法定代理人（*2）	法定代理人①（取引を行う親権者または未成年後見人）	認印またはサイン（*4）
	お名前	
	店番号-口座番号　(*3)　□□□－□□□□□□□	
	法定代理人②（他方の親権者）	認印またはサイン（*4）
	お名前	

(*2) 原則として親権者2名の同意をお願いします。唯一の親権者の方は法定代理人①のみご記入ください。
(*3) 取引を行う親権者の方は、店番号−口座番号（SBI新生銀行の口座）を必ずご記入ください。当行とお取引いただいていることが条件となります。
未成年後見人の方は、口座をお持ちでない場合または店番号−口座番号の記載を希望されない場合は、空欄のままでも結構です。
(*4) 認印をご捺印またはサインをご記入ください。
未成年後見人の方は、当行にお持ちの口座の「お届出印」または「お届出署名」のいずれか一方をご捺印またはご記入ください。
お口座をお持ちでないまたは店番号−口座番号の記載がない未成年後見人の方は、今後取引で使用する届出印のご捺印または届出署名をお願いします。

私は、上記未成年者名義の預金口座（以下「本件口座」といいます。）に関するいっさいの取引について、親権者でありかつ貴行に預金口座を有する上記「法定代理人①」に記載の法定代理人または未成年後見人である上記「法定代理人①」に記載の法定代理人がこれを行うこととしたいので、本書面をもって届け出ます。同人は、「パワーフレックス外貨普通預金締結前交付書面(兼外貨預金等書面）」の内容を理解し、貴行所定の本件口座規定を承認のうえ、本件口座にかかる届出印章、キャッシュカード、暗証番号およびパスワードの所持・管理等を行いますのでこれらを使用して取引を行うことをご了承ください。なお、「パワーフレックス外貨普通預金契約締結時交付書面」の交付は不要です。

また、上記「法定代理人②」の署名等欄が空欄の場合、署名等した法定代理人①は、自己が唯一の親権者であることもしくは未成年後見人であること、または、他方の親権者の意思に基づき同人と共同の名義でもしくは共同親権者の代表者としてこの届出を行うものであることを保証いたします。万一これに反する事実が発覚し、またはその他届出事項に不正があり、本件口座に関する取引の無効等により貴行に損害が生じたときは、署名等した法定代理人においてすべて賠償することを確約します。
本件口座は借名口座 ではないことを確約いたします。万が一、借名口座であることが判明した場合には、預金保険の対象とならないことについて理解しております。

また、上記未成年者が本件口座に関する取引を自ら行うことを希望し、その旨を予め貴行に届け出、貴行においてこれを相当と認めた場合には、貴行は、本件口座に関する取引を上記未成年者との間でのみ行うことができるものとします。

法定代理人①として届け出る親権者は、本書面で届け出た自らの預金口座を解約するときは、解約前に法定代理人①の変更または未成年者本人との取引への変更を行うこと(*7)を確約します。法定代理人①である親権者がかかる変更なく口座解約したときは、本件口座に関する取引につき、貴行所定の手続きを求められ取引の遅延または謝絶が生じても異議を申しません。
なお、上記未成年者が成人となった場合には、本件口座に関する一切の取引（届出事項の変更やキャッシュカードの再発行等の手続等を含む）は本人との間でのみ行うことができるものとします。

(*7) いずれの変更も当行所定条件を満たして手続きした場合に限ります。

＜銀行処理欄＞

受付日

未成年者　店番号−口座番号

□□□ — □□□□□□□

受付印	未成年3点確認（店頭のみ）	契約締結前交付書面交付	未成年後見人サイン印照合	親権者取引時確認CRMのｺﾒﾝﾄ追加